

九月四日（木曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番	たかはま	なおき
二	吉村	美紀	十九番	金子	てるよし
三	松平	雄一郎	二十番	市村	やすとし
四	宮野	ゆみこ	二十一番	田中	としかね
五	ほかり	吉紀	二十二番	名取	顕一
六	依田	かずひろ	二十三番	白石	英行
七	高山	のりゆき	二十四番	松丸	昌史
八	石沢	恵美子	二十五番	岡崎	義顕
九	千田	のぼる	二十六番	上田	ゆきこ
十	浅川	ひろこ	二十七番	品田	ひでこ
十一	豪一	伸一	二十八番	海津	保雄
十二	山本	香澄	二十九番	高田	敦子
十三	田中	けいじ	三十番	山本	泰三
十四	沢田	れい子	三十一番	板倉	美千代
十五	小林	こうき	三十二番	関川	けさ子
十六	宮崎		三十三番		
十七					

欠席議員

なし

欠員

三十四番

- 日程第七 議案第三十四号 文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について
- 日程第八 議案第三十五号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第九 議案第三十三号 文京区立本駒込図書館改修工事請負契約
- 日程第十 報告第一号 令和六年度文京区一般会計歳入歳出決算
- 日程第十一 報告第二号 令和六年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第十二 報告第三号 令和六年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第十三 報告第四号 令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし） ただいまから、令和七年九月文京区議会定

例議会を開きます。

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

五 番 ほかり 吉 紀 議員
 二十三番 白 石 英 行 議員
 を指名いたします。

○議長（市村やすとし） 次に、本定例議会の議会期間は、本日から

十月二十日までの四十七日間といたします。

○議長（市村やすとし） 次に、議会運営委員会委員の辞任許可及び

選任について申し上げます。

令和七年九月一日付けで、三番松平雄一郎議員から議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、これを受理し、委員

会条例第十一条に基づき、議長において辞任を許可いたしました。

また、委員会条例第五条に基づき、新たに議長より、同日付けで、二十九番海津敦子議員を議会運営委員会委員に指名しましたので、御報告いたします。

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文総総第六五九号
 令和七年九月四日

文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
大塚保育園 における傷 害事故	令和七年五 月二十一日	区の被害者 に対する損 害賠償	二十七万千 九百八十六 円	本件事故の被害 者

二〇二五文総第六八五号

令和七年九月四日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議長 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の
規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠
償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第一百八十条第二項の規定により、下
記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
清掃軽小型 ダンプ車に よる物損事 故	令和七年七 月三日	区の被害者 に対する損 害賠償	一万八千百 五十円	東京都台東区上 野六丁目十六番 十七号 朝日生 命上野昭和通ビ ル六階 ベストリハ株式 会社 代表取締 役 渡邊 仁

二〇二五文総第七七三号

令和七年九月四日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議長 市村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の
規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告
について

このことについて、地方自治法第一百八十条第二項の規定により、下
記のとおり報告します。

記

一件 名 公園再整備工事（文京区立切通公園）

二 決定年月日 令和七年七月三十日

三 変更事項 契約金額

変更後 金二億六千二百五十七万四千四百円
変更前 金二億五千二百四十五万円

二〇二五文総総第八七七号

令和七年九月四日

文京区議長 市村 やすとし 様
文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和六年度財政健全化判断比率の報告について

このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

〔別紙省略〕

二〇二五文総総第八七八号

令和七年九月四日

文京区議長 市村 やすとし 様
文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和六年度文京区基金運用状況調書等の提出について

このことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第五項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

一 令和六年度文京区基金運用状況調書

二 令和六年度文京区基金運用状況審査意見書

二〇二五文総総第八七九号

令和七年九月四日

文京区議長 市村 やすとし 様
文京区長 成澤 廣 修

令和六年度文京区内部統制評価報告書等の提出について

このことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十条第六項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

一 令和六年度文京区内部統制評価報告書

二 令和六年度文京区内部統制評価報告書附属資料

三 令和六年度文京区内部統制評価報告書審査意見書

二〇二五文監第五六号

令和七年七月四日

文京区監査委員 渡部 敏 明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義 顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和六年度令和七年五月分及び令和七年度五月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第二項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和六年度令和七年五月分及び令和七年度五月分の現金の出納及び保管状況

金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和七年六月二十七日、三十日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別

紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

二〇二五文監第六八号

令和七年八月五日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和七年度六月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度六月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和七年七月三十日、三十一日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

二〇二五文監第八二号
令和七年九月一日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和七年度七月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度七月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和七年八月二十八日、二十九日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一から第四までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第二十七号 令和七年度文京区一般会計補正予算

日程第二 議案第二十八号 令和七年度文京区国民健康保険特別会

計補正予算

日程第三 議案第二十九号 令和七年度文京区介護保険特別会計補

正予算

日程第四 議案第三十号 令和七年度文京区後期高齢者医療特別

会計補正予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二十七号から第三十号までの四議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第二十七号は、令和七年度文京区一般会計補正予算で、総額六十七億六千九百九十三万九千円を追加する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

一般財源は、令和六年度一般会計の繰越額の確定に伴う剰余金、特別会計からの繰入金等を財源として、六十億九千五百七十九万六千円を計上いたしました。

特定財源は、国庫支出金、都支出金、諸収入等、六億七千四百四十四万三千円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

財政調整基金への積立金として、四十億九百万円を計上いたしました。このほか、防犯機器等購入補助事業の実施及び安全・安心まちづくり事業補助金の補助率拡充等に要する経費一億三千四百五十四万五千円、定額減税補足給付金の給付等に要する経費二億八千七百六十五万一千円、元町公園整備工事の設計変更等に要する経費二億五千七百四十円、小日向二丁目の土地取得に要する経費三億三千万円等を計上いたしました。

以上により、一般会計の総額は、一千六百八十億七千三百七十一万五千円となります。

次に、予算総則第二条は債務負担行為の補正でございます。

砦岐坂上歩道橋詳細設計委託等について、限度額を変更いたします。また、小石川運動場改修工事等について、期間及び限度額を追加するものでございます。

次に、議案第二十八号は、令和七年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、総額八億二千九百五十六万円を追加する、本年度第一回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費六億一千六百八十九万九千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百十三億六千五百六万円となります。

次に、議案第二十九号は、令和七年度文京区介護保険特別会計補正予算で、総額三億二千九百一十一万一千円を追加する、本年度第一回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、介護給付費準備基金の新規積立一億六千八百五十六万二千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。

これにより、介護保険特別会計の総額は、百八十三億九千四百十一万一千円となります。

次に、議案第三十号は、令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、総額一億一千六百九十四万二千円を追加する、本年度第一回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費一億一千二百四万二千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。

これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、六十四億九千八百九十四万二千円となります。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第二十七号から第三十号までの四件は、総務区民委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十七号から第三十号までの四件は、総務区民委員会に付託することに

決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第五を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第五 議案第三十一号 文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第三十一号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十一号は、文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第三十一号は、厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第六から第八の三件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第六 議案第三十二号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

日程 第七 議案第三十四号 文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について

日程 第八 議案第三十五号 和解及び損害賠償額の決定について

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第三十二号並びに第三十四号及び第三十五号の三議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十二号は、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、一時利用制自転車駐車場における自転車の撤去等に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年十二月一日でございます。

議案第三十四号は、事件案で、文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更についてでございます。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

契約金額は、金七億六千三百一十六千六百円、変更前の金額は、金五億六千二百三十二万五千五百円でございます。

契約の相手方は、小野・大洋建設共同企業体でございます。

議案第三十五号は、事件案で、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案は、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、提案するものでございます。

賠償の理由及び和解の内容でございますが、令和六年二月二十一日、東京都文京区小石川一丁目二十一番先路上において、文京区所有の清掃軽小型ダンプ車による自動車事故が発生し、相手方に損害を与えたため、治療費、交通費、休業損害、慰謝料等を文京区が負担するものでございます。

以上御説明申し上げました三議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第三十二号並びに第三十四号及び第三十五号の三件は、建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第三十二号並びに第三十四号及び第三十五号の三件は、建設委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第九を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第九 議案第三十三号 文京区立本駒込図書館改修工事請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第三十三号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十三号は、事件案で、文京区立本駒込図書館改修工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億四千九百二十五万円、契約の相手方は、東京都文京区後楽一丁目一番十三号、株式会社小野組、代表取締役社長猪又正巳でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第三十三号は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第三

十三号は、文教委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十から第十三までの四件を一

括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第十 報告 第一号 令和六年度文京区一般会計歳入歳出決算

日程 第十一 報告 第二号 令和六年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程 第十二 報告 第三号 令和六年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程 第十三 報告 第四号 令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔宇民清会計管理者「議長、会計管理者」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 宇民清会計管理者。

〔宇民清会計管理者登壇〕

○会計管理者（宇民清） 報告第一号から第四号までをもって今回提出いたしました、令和六年度文京区各会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第一号、一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額は一千四百四十億二千二百九十五万二千六百七十七円、歳出総額は一千三百五十九億三千七百八十六万七千七百七十六円、歳入歳出差引

額は八十億八千五百八万四千九百一円でございます。

なお、令和六年度決算におきましては、繰越明許費繰越額七億一千九百六十七万五千円、事故繰越繰越額三千四百九十六万一千三百円がございました。このうち、六億八千五百七十八万八千円が未収入特定財源となっておりますので、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額から未収入特定財源を差し引いた額と事故繰越繰越額との合計額である六千八百九十二万八千三百円となります。したがって、実質収支額は、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた八十億一千六百十五万六千六百一円となるものでございます。

令和六年度決算額を前年度決算額と比較いたしますと、歳入は百九十八億三千九百七十六万一千六百十六円、一六・〇％の増となり、歳出は百七十六億五千二百三十六万九千三百七十円、一四・九％の増となります。実質収支額では二十四億七千八百一十一万一千六百十七円、四四・六％の増となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では十四億五千三百八十九万九千六百円上回り、収入率は一〇一・〇％となります。歳出では五十八億七千六百六十三万九千五百九十五円の不用額となり、執行率は九五・三％となっております。

次に、特別会計の決算概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第二号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は二百十三億八千八百八十九万一千九百九十六円、歳出総額は二百五億七千六百四十六万八千七百七円、歳入歳出差引額は八億一千二百四十三万一千八百八十九円でございます。

これを前年度決算額と比較いたしますと、歳入は七億六千八十一万七千七百二十七円、三・七％の増となり、歳出は三億三百六十四万七千九百四十七円、一・五％の増となります。実質収支額では四億五千

七百十六万九千七百八十円、一二八・七％の増となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では一億一千九百八十六万九千九百九十六円上回り、収入率は一〇〇・六％となります。歳出では六億九千二百五十六万一千九百九十三円の不用額となり、執行率は九六・七％となっております。

次に、報告第三号、介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は百七十三億七千二十五万五千五百十六円、歳出総額は百七十億六千七百五十四万五千四百四十九円、歳入歳出差引額は三億二百七十一万三千六百七十七円でございます。

これを前年度決算額と比較いたしますと、歳入は二億六千二百七十一万五千四百四円、一・五％の増となり、歳出は一億九百八万二千九百九十二円、〇・六％の増となります。実質収支額では一億五千三百六十三万四千八百七十二円、一〇三・一％の増となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では一億二百三十五万六千四百八十四円下回り、収入率は九九・四％となります。歳出では四億五百六十六万八千八百五十一円の不用額となり、執行率は九七・七％となっております。

最後に、報告第四号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は六十四億四千八百九十四万三千七百六十二円、歳出総額は六十三億三千七百四十九万八千三百六十七円、歳入歳出差引額は一億一千四百四十四万五千三百九十五円でございます。

これを前年度決算額と比較いたしますと、歳入は三億二千三百三十三万四千九百五十五円、五・二％の増となり、歳出は三億六千九百三十三万一千三十三円、六・二％の増となります。実質収支額では四千七百九十九万六千七十八円、三〇・一％の減となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では二千六

百六十万一千二百三十八円下回り、収入率は九九・六%となります。歳出では一億三千八百四万六千六百三十三円の不用額となり、執行率は九七・九%となっております。

以上、令和六年度各会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

報告第一号から第四号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、報告第一号から第四号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長により御指名申し上げます委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

一 番	のぐち	けんたろう	議員
二 番	吉村	美紀	議員
四 番	宮野	ゆみこ	議員
六 番	依田	翼	議員
八 番	石沢	のりゆき	議員
十 番	浅川	のぼる	議員
十三番	宮本	伸一	議員
十四番	田中	香澄	議員

十五番	沢田	けいじ	議員
十六番	小林	れい子	議員
十七番	宮崎	こうき	議員
十八番	たかはま	なおき	議員
十九番	金子	てるよし	議員
二十二番	名取	顕一	議員
二十三番	白石	英行	議員
二十八番	浅田	保雄	議員
三十一番	山本	一仁	議員
三十二番	板倉	美千代	議員

○議長（市村やすとし） 以上、御報告申し上げたとおりであります。なお、決算審査特別委員会については、正副委員長及び理事の互選を願いたいと思いますので、各委員の方々は、本会議終了後、第一委員会室に御参集ください。

○議長（市村やすとし） 次に、請願の付託について申し上げます。受理いたしました請願十九件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

○議長（市村やすとし） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、九月八日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会